

中小事業者等一時金(第3期)

4億6,053万円

不要不急の外出自粛や、飲食店の時短営業の影響により、売上が減少した市内の中堅・中小事業者(個人事業主を含む)に対し、一時金を支給します。

※詳細は10月上旬に公表予定

<主な申請要件(減収要件)>

令和3年8月または9月の売上(事業収入)において、2020年または2019年の同月比で20%以上50%未満の減少(※)が生じていること。

ただし、「長崎市営業時間短縮要請協力金」、「長崎県大規模集客施設時短要請協力金」の受給者は対象外。

※ 減収率50%以上の事業者は、国の「月次支援金」の対象となります。

<支給額>

法人・個人ともに、減収要件を満たす月の売上減少額(最大2か月分)を支給します。

・最大 20万円 (上限10万円×2か月)

1か月あたりの支給額(売上減少額を支給)

×2ヶ月

窓口：長崎市

窓口：国

10万円
(市)

5万円 (県)
5万円 (市)

月次支援金 (国)
法人：20万円

月次支援金 (国)
個人：10万円

減収率 20%以上30%未満

減収率 30%以上50%未満

減収率 50%以上

上限 **10**万円

上限 **10**万円

上限 法人 **20**万円
個人 **10**万円